

令和7年度高槻市観光プロモーション業務
仕様書

本仕様書は、発注者 高槻市（以下「甲」という。）における「令和7年度高槻市観光プロモーション業務」に関し、受注者（以下「乙」という。）が遵守しなければならない業務の仕様を定める。

1 業務概要

(1) 業務の目的

高槻市では、街のにぎわいを創出するため、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする「高槻市産業・観光振興ビジョン」に基づき、各種の観光プロモーションに取り組んでいる。同ビジョンにおいては、自発的にまちを盛り上げ、情報発信を行う「高槻好き」の育成や観光ターゲットと観光資源の選択と集中、情報発信の方法といった課題を設定している。そして、課題の解決策である「伝える」の取組の方向性として、マイクロマーケティングを活用し、消費者一人一人の好みや需要を掘り下げた取組と情報発信を行うプロモーションを展開している。

本業務は、高槻市観光プロモーション「BOTTOたかつき」の新たな取組を企画立案・実施し、交流人口及び関係人口の拡大を図ることを目的とする。

(2) 業務名称

令和7年度高槻市観光プロモーション業務

(3) 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

高槻市及び近郊各所



(5) プロモーションの名称

プロモーションの名称は「BOTTOたかつき」。一つの企画ごとに一つのジャンルを絞り、一人一人の好みや需要を掘り下げることで、「高槻市に行けば、好きなことに没頭（BOTTO）できる」というイメージを作り上げることをコンセプトとしている。ロゴは「たかつきに、のめりこもう」をビジュアル化したもので、メインロゴ以外でも転用しやすく、ランディングページ（特設ホームページ）内では「BOTTO将棋」「BOTTO古墳」などを展開している。

2 業務の内容

本業務の取組を以下のとおり企画立案し実施するとともに、企画ごとに効果検証を行うこと。

(1) プロモーション企画の立案・実施

消費者一人一人の好みや需要を掘り下げたア〜エの企画を立案し、実施すること。

ア 中将棋対局

- ・本市が推進している「将棋」をテーマとし、高槻市長と島本町長による「中将棋」の対局をニコニコ生放送で配信し、配信後は本市Y o u T u b eアカウントでアーカイブを公開すること
- ・放送時間は4時間程度とし対局の決着がつくように、対局ルールを設定すること（持ち時間、秒読み等）
- ・番組配信の視聴数増加を図るために「将棋のまち高槻PR大使」である「つるの剛士」氏を有効的に活用すること
- ・対局が盛り上がる企画のほか、両市町のPRコーナーを設けること
- ・番組配信の前後に広告配信を行い、より多くの視聴数を獲得すること
- ・実施時期は令和7年12月以降で、会場は関西将棋会館を想定

イ 歴史企画

- ・本市の歴史スポット「今城塚古墳」、特に当古墳が真の陵墓とされている「継体大王」にフォーカスした企画を立案実施し、当古墳への来訪者増加を図ること
- ・複数のユーチューバー等に継体大王に関するコンテンツの作成・発信を依頼し、謎の多い継体大王に関する議論が盛り上がる企画とすること ※ステルスマーケティングにならないよう留意すること
- ・著名な学者やタレント等を招聘し、継体大王に関するイベントを東京圏で開催すること
- ・歴史ファンに人気があるマスメディアとのタイアップを図ること

ウ 書店振興企画

- ・地域の文化拠点である「書店」の振興をテーマとし、本市の文化力の向上と街のにぎわい創出を図ることを目的に、市内書店（古書店含む）が参加するイベントを高槻市内で実施すること
- ・人気作家の招聘や出版社等とも連携し、読書ファンや市民などに対して本や書店の魅力を広く伝える企画とすること
- ・市内書店の選定については公募するなど公平性を担保すること

エ その他企画

- ・本プロモーションのコンセプトに親和性の高いテーマを設定し、各ターゲット層に訴求効果が高い企画を1本以上立案し、実施すること
- ・飲食店等市内事業者を取り上げる場合は公平性が担保されるように選定すること

(2) 広告掲出（インターネット広告等）

- ・ランディングページや本業務で作成したコンテンツへのアクセス数向上などプロモ

ーション効果を最大化するために広告（SNS 広告やDSP 広告、リスティング広告、リターゲティング広告等）を掲出すること

- ・「BOTTO たかつき」ランディングページのページビュー数と本業務で作成したコンテンツのアクセス数・再生回数などの合計を20 万以上獲得すること
- ・より効果が高い媒体等があれば積極的に提案すること

※プレスリリースについては、本市が契約しているプレスリリース配信サービス「P R T I M E S」を使用し、本市が別途実施する。

（3）X（旧T w i t t e r）の効果的な運用

- ・2－（1）－ア～オの取組を実施する際には、本市が運用するX（旧T w i t t e r）アカウント（@Botto_Takatsuki）を有効活用すること
- ・同アカウントのフォロワー数増加（目標：5, 0 0 0 フォロワー）に努めること

（4）プロモーション実施後の効果検証

- ・プロモーション実施後の効果検証を行い、次のプロモーションの効果を向上させるように努めること

（5）ランディングページの新規コンテンツ追加、更新・拡充及び保守

- ・2－（1）－ア～オで実施するプロモーションを掲載し、サイトをリニューアルすること
- ・掲載内容に関する軽微な更新について、甲が指示する都度対応を行うこと（1 5 回程度を想定）
- ・「BOTTO たかつき」ランディングページの保守等に関する特記事項を遵守すること

（6）市職員が実施する観光プロモーションの企画補助

- ・本事業「BOTTO たかつき」は甲による自主企画も実施しているため、事例紹介や技術指導、企画のアドバイスなどを行うこと

（7）事業報告書の提出

- ・実施した事業の内容、効果検証の内容、問題点とその解決の方法、今後の事業展開等を客観的に記載した報告書を作成し提出すること
- ・事業報告書には、個別の取組に対する、ランディングページやインターネット上での反応等を分析し、記載すること

（8）その他

- ・公益社団法人日本将棋連盟、市内事業者、市内公共施設と調整する場合、事前に甲と協議すること
- ・プロモーションでは、公益社団法人高槻市観光協会が運用するたかつき観光アプリの活用及びダウンロード数の向上を図ること

- ・ その他本仕様書に記載がない取組でも、積極的に提案すること

3 成 果 物

- ・ 事業報告書 電子データ
- ・ 制作物 納品の形式、方法等については甲と調整すること

4 その他留意事項

(1) 事業の実施状況の報告

乙は、契約締結後、甲の要求に応じて事業の進捗状況を書面により提出するとともに、定期的に以後の進め方について協議を行うこと。

(2) 成果物等に関する事項

甲が当該事業に基づきコンテンツ等の作成を依頼したものに係る著作権は、甲に帰属するものとし、成果物、成果物に使用した写真、映像、絵、図等は契約終了後も甲が無償で制作者の承諾なしに使用できるものとする。

(3) 著作権・著作隣接権などの使用許諾

画像や映像、出版物の利用に関し、著作権処理が必要の無い素材、あるいは必要な処理手続きを行った素材を利用すること。

(4) 甲が行うPR活動への協力

甲が行う当該業務に関連するPR活動（各種イベントでのPRブース出展、北摂記者クラブへのプレスリリース等）について、可能な範囲において柔軟に協力すること。

(5) 特記事項

- ・ 事業実施にあたっては、必ず事前に甲と協議すること
- ・ 関係企業、団体等との調整等を行う場合は、甲と相談のうえ、乙の責任において行うこと。なお、公益社団法人日本将棋連盟との調整は甲が行う
- ・ その他仕様書に記載されない事項については、双方が誠意をもって協議するものとする